

2019年10月より 幼児教育・保育の無償化が始まります。



あなたはどっち？「幼児教育・保育の無償化」の対象確認フローチャート

対象確認スタート！

保育を必要とする下記のいずれかの事由に当てはまりますか？
(保護者全員が対象となります)

- ・就労
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病・障がい
- ・病人の看護等
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・その他

いいえ

現在、通っている施設は？

新制度に移行していない私立幼稚園

認定こども園(1号認定として利用)／
新制度に移行した私立・公立幼稚園

上記以外

※保育を必要とする事由にあてはまらない世帯
(専業主婦等)で認可外保育園施設を利用している場合など

はい

現在、通っている施設や利用しているサービス(事業)は？

公立保育所／認可保育所／地域型(小規模)保育施設／認定こども園(2号・3号)

認可外保育施設(届出している施設)／一時預かり事業／病児保育事業／ファミリーサポートセンター事業
※企業主導型保育施設ご利用の方の無償化については、その施設にお問い合わせください。

新制度に移行していない私立幼稚園

認定こども園(1号認定として利用)／
新制度に移行した私立・公立幼稚園

上記以外

※認可保育所の入所申込を行っているが、待機
となり家庭保育を行っている場合など

満3歳～5歳児：
午前保育料が月額25,700円まで無償

満3歳～5歳児：午前保育料が無償

無償化の対象とはなりません

満3歳～5歳児：
午前保育料が月額25,700円まで無償

満3歳～5歳児：午前保育料が無償

無償化の対象とはなりません

0～2歳児クラス：(住民税非課税世帯のみ)
保育料が無償

3～5歳児クラス：保育料が無償
※クラス年齢はその年の4月1日時点の年齢

0～2歳児クラス：(住民税非課税世帯のみ)
利用料が月額合計42,000円まで無償

3～5歳児クラス：
利用料が月額合計37,000円まで無償
※クラス年齢はその年の4月1日時点の年齢

さらに預かり保育を利用した場合

満3歳児：(住民税非課税世帯のみ)
預かり保育料が月額16,300円まで無償

3～5歳児クラス：
預かり保育料が月額11,300円まで無償

※クラス年齢はその年の4月1日時点の年齢
※利用日数に応じて月額の上限額は変動します。
(450円×利用日数)
※通園する園が預かり保育を実施していない場合などについては、預かり保育料のほか、認可外保育施設の利用料等も無償化の対象となる場合があります。

必要なお手続き

新1号認定の申請が必要となります。
(下記「◆申請手続きについて」をご確認ください。)

現時点で新たな申請手続きは必要ありません。
(保育を必要とする左記の事由に該当することとなった場合は、速やかに申請手続きを行ってください。)



新たな申請手続きは必要ありません。

現在、2号又は3号支給認定を受けている方
(認可保育所の入所申込を行っている方)は
手続き不要です。

(後日、宜野湾市より無償化の対象となる旨の「認定通知」が届きます。)

上記以外の方は、新2・3号認定の申請が
新たに必要となります。
(下記「◆申請手続きについて」をご確認ください。)

現時点で新たな申請手続きは必要ありません。

(保育を必要とする事由に変更があった場合や、新たに
上記の施設やサービスを利用することとなった場合は、
速やかに申請手続きを行ってください。)

◆申請手続き について

現在、宜野湾市内在住の方の申請手続きにつきましては、右記のとおりとなっております。
宜野湾市外在住の方につきましては、お住いの市町村にお問い合わせください。
(お住いの市町村での申請手続きが必要となります。)

【お問合せ】 手続きについて▷子育て支援課 ☎893-4156
制度について▷こども企画課 ☎893-4488



宜野湾市内の公立幼稚園、認可外保育施設、または
宜野湾市内・外の私立幼稚園、認定こども園を利用されている方

宜野湾市外の認可外保育施設を利用されている方

保育施設は利用せず、一時預かり事業や病児保育事業、
ファミリーサポートセンター事業のみを利用されている方

現在通われている施設を通じて
書類配布・提出(回収)

宜野湾市役所窓口(子育て支援課)にて
書類配布・申請受付

※書類に関しては市ホームページにも掲載